

河川整備計画（本文）

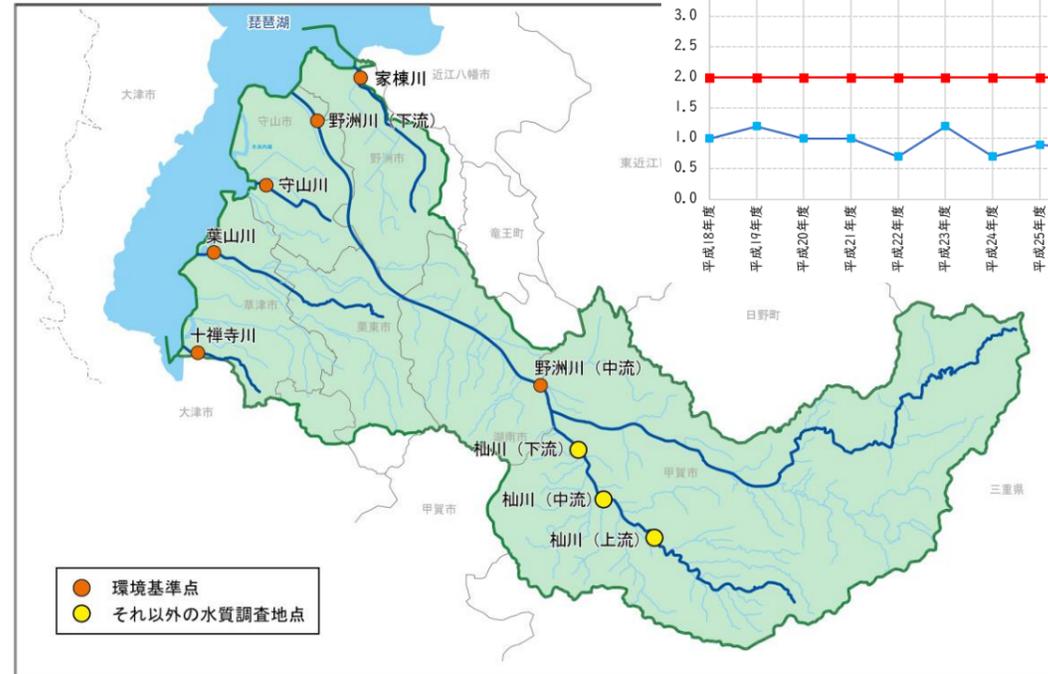
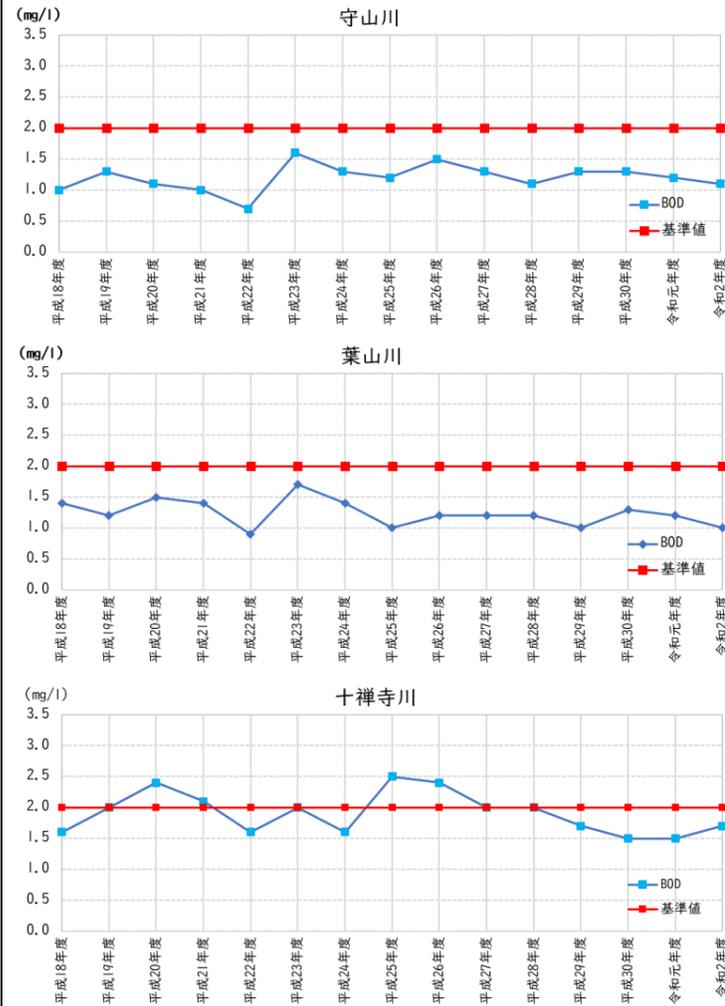
(2) 水質

水質の類型指定は野洲川、守山川、葉山川、十禅寺川がA類型(BOD:2mg/1以下)、家棟川〔野洲市〕がB類型(BOD:3mg/1以下)に指定されています。

圏域において、琵琶湖に流入する河川では、家棟川〔野洲市〕、野洲川、守山川、葉山川、十禅寺川の5河川、6地点で水質調査地点が定められ、観測が行われています。水質の現状(令和2年度)はBODについては5河川とも環境基準を達成しており、A類型相当の水質となっています。

また、杣川では甲賀市が水質観測を行っており、A類型(BOD:2mg/1以下)相当の水質となっています。

出典・根拠

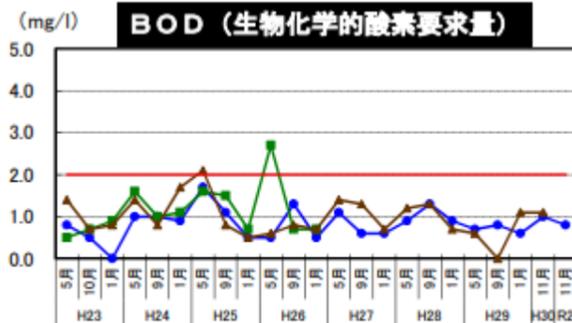


生活環境項目に係る環境基準の達成状況

注) BOD は75%値を表示。

出典：平成18年～令和2年度 滋賀県 環境白書

甲賀市が杣川の水質調査を行った。



※A類型基準は2mg/1以下

BODの経年変化 (杣川)

出典：環境報告書 令和2年度版(甲賀市HPより)

河川整備計画（本文）

出典・根拠

(3) 水辺、河川空間利用

圏域の水辺や河川空間に関わる活動としては、信仰、生活、^{なりわい}生業、社会、教育、レクリエーション等があります。各河川において、古くからそれぞれの地域で活動が行われ、河川空間は重要な役割を果たしています。

しかし、土地利用や産業活動および生活様式等の変化、近年までの河川整備により、コンクリート護岸等で水際が画一化し、河川環境が損なわれたり、構成生物相が貧弱化したりする等、結果として川と人々の生活とが疎遠になった面があります。また、竹林が生い茂り、堤防も連続性に乏しく、散策路として利用可能な区域も限定されていることも、疎遠になった要因の一つです。

こうしたことから、川を通じて子ども達が水遊びや自然体験を行うことができるような整備や堤防上のサイクリングロード、水辺の散策路、階段、スロープ等による「街から水辺へのアクセスの向上」等の地域住民が川と親しめるような整備が求められています。

葉山川では、地域住民の方々が堤防を散策し、メダカ的环境学習を行う等の取り組みを行っています。



河川空間の利用

河川整備計画（本文）	出典・根拠
<p>1.2.4 琵琶湖・湖辺に関する現状と課題 (琵琶湖に関するこれまでの取り組み)</p> <p>琵琶湖は、面積が 670.25km²あり県の約 1/6 を占めており、その起源は約 400 万年前と、世界的にも非常に長い歴史を持った古い湖です。また琵琶湖は、日本の淡水魚の宝庫とも言われており、魚類だけでなく水鳥や昆虫、水生植物等の様々な生物が生息・生育し、その種類は 1,000 種を超えています。そのうち琵琶湖にしか生息しない固有種 60 種以上（亜種、変種を含む）が確認されており、1993 年には湿地生態系保護のためのラムサール条約（国際湿地条約）の登録湿地に指定されました。</p> <p>琵琶湖周辺地域では古くから度々洪水や渇水に悩まされ、さらに市街地化や工業化の進展により、自然環境や生活環境の悪化も深刻化していました。我が国の高度経済成長を背景にした下流阪神地域の水需要の急激な増大により琵琶湖の重要性が高まる中、「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発計画」が策定されました。</p> <p>当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水対策」を 3 つの柱として、40m³/s の水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ごみ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等を実施し、琵琶湖総合開発事業は 25 年の歳月をかけ、平成 9 年 3 月に終了しました。</p> <p>この事業により、琵琶湖流域のみならず琵琶湖・淀川流域全体において社会資本の充実をもたらすとともに、湖岸堤や内水排除施設の建設等によって琵琶湖の洪水被害は減少しました。さらに、種々の水位低下対策等により渇水時においても大きな被害が生じなくなる等、流域の治水・利水環境は大幅に向上し、水質保全においても、下水道整備、し尿処理施設整備等により流入汚濁負荷量が軽減しました。</p> <p>しかしながら、土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化等により、琵琶湖を取り巻く状況は依然として厳しく、水質の保全、水源の涵養、自然的環境・景観の保全等が緊急の課題となり、平成 12 年に県民総ぐるみによる琵琶湖保全の指針である琵琶湖総合保全整備計画「マザーレイク 21 計画」^(注3)を策定し、琵琶湖の総合保全の取組を進めてきました。平成 27 年には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布・施行され、琵琶湖が国民的資産であると位置づけられたことを受け、滋賀県では「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）^(注4)を策定しました。水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」^(注5)とともに、水質保全や湖辺の保全をはじめ健全な琵琶湖の保全に向けた対策を実施しています。</p> <p>具体的には、富栄養化によるアオコの発生等、水環境が悪化していることから、水質の改善を図るため底質改善・流入負荷削減対策を実施しています。また、湖岸域では河川からの供給土砂の減少等により、浜がけ（砂浜の後退）が進行していることから、砂浜の侵食対策を目的とした湖岸保全・再生事業を実施しています。さらに、様々な生物の生息・生育のために重要な場所である湿地環境が、護岸の建設や埋め立て等により大きく減少していることから、湿地帯の保全・再生を目的とした自然保全・再生事業も実施しています。</p> <p>(注3) マザーレイク 21 計画 マザーレイク 21 計画は、平成 9 年度から 2 箇年にわたり、琵琶湖およびその周辺地域を 21 世紀に向けた湖沼保全のモデルとすべく、環境庁、国土庁、農林水産省、林野庁、厚生省および建設省の 6 省庁が共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」を踏まえた、県民総ぐるみによる琵琶湖総合保全の指針として県が計画を定めたものです。平成 23 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、平成 23 年 10 月に改定を行いました。令和 2 年度に「琵琶湖保全再生計画（第 1 期）」と「マザーレイク 21 計画」の計画期間が終期を迎えたことを機に、行政の施策については琵琶湖保全再生計画（第 2 期）に一元化されました。</p> <p>(注4) 琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画） 多様化する琵琶湖の課題に対応するためには、法の制定が必要であるとの機運が高まり、議員立法に向けた取組が進められた結果、平成 27 年 9 月 16 日に、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が国会で全会一致により成立し、同年 9 月 28 日に施行されました。これを受けて、国は、平成 28 年 4 月 21 日に基本方針を策定し、県は、この基本方針を勘案して、法第 3 条による法定計画である「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を平成 29 年 3 月に策定しました。令和 3 年度からの第 2 期計画期間に合わせ、令和 3 年 3 月に改定を行いました。</p> <p>(注5) 琵琶湖に係る湖沼水質保全計画 湖沼の水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として、国において昭和 59 年に湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）が制定され、琵琶湖は、昭和 60 年に湖沼法に基づく指定湖沼の指定を受けました。滋賀県および京都府は昭和 61 年度以降 5 年を計画期間とする「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（湖沼水質保全計画）」を策定し、総合的な水質保全施策を実施してきました。また、令和 4 年 3 月には第 8 期計画を策定し、計画に定める対策を実施しているところです。</p>	

（水質保全に係る現状と課題）

圏域の草津市～野洲市の琵琶湖岸では、昭和 58 年に中間水路（矢橋帰帆島）において、平成 3 年に赤野井湾において、アオコの発生が初めて確認されました。中間水路では、昭和 58 年以降 29 箇年（令和 3 年 10 月末時点）、赤野井湾では平成 3 年以降 12 箇年（令和 3 年 10 月末時点）アオコの発生が確認されています。南湖東岸部に多い湾入水域は、その地形的特性により外部水域との水の交換が困難なため、湖水が停滞しやすい水域となっており、アオコが発生しています。アオコは主として湖水が停滞しやすい港湾や水路で発生していますが、停滞性（閉鎖性）水域と言われる赤野井湾や中間水路の他に、草津市の志那町、北山田、守山市木浜地先においても発生しています。

南湖の水質基準は、生活環境の保全に関する環境基準では、AA 類型(COD 1mg/l 以下、SS 1mg/l 以下、D0 7.5mg/l 以上)、全窒素、全りん的环境基準では、II 類型(全窒素 0.2mg/l 以下、全りん 0.01mg/l 以下)に指定されていますが、基準を満たしていません。なお、水質の現状(令和 2 年度)は、COD 5.3mg/l、SS 23mg/l、全窒素 0.24mg/l、全りん 0.015mg/l でした。

主要水質項目の動向は、全窒素、全りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は引き続き抑制されていますが、COD に改善が見られないことや、アオコが継続して発生していることから、面源負荷削減対策の充実強化等、さらなる汚濁負荷削減対策が求められています。



アオコ発生状況（令和 2 年度 環境白書より抜粋）

COD(基準点：新杉江港沖)

調査日	COD	
	調査結果(mg/l)	備考
4月7日	3.2	
5月12日	4.0	
6月9日	7.6	
7月15日	4.7	
8月4日	4.2	
9月1日	5.4	
10月6日	5.3	75%値
11月10日	4.1	
12月8日	5.4	
1月5日	3.5	
2月2日	4.3	
3月10日	3.5	
75%値	5.3	

全窒素・全りん(基準点：新杉江港沖)

調査日	全窒素		備考
	調査結果(mg/l)	調査結果(mg/l)	
4月6日	0.24	0.017	
5月12日	0.23	0.018	
6月9日	0.23	0.013	
7月8日	0.22	0.015	
8月4日	0.16	0.009	
9月2日	0.17	0.013	
10月5日	0.21	0.019	
11月10日	0.24	0.018	
12月8日	0.25	0.017	
1月5日	0.29	0.020	
2月2日	0.33	0.013	
3月12日	0.31	0.012	
年間平均	0.24	0.015	

SS(基準点：新杉江港沖)

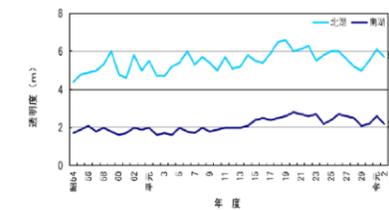
調査日	SS	
	調査結果(mg/l)	備考
4月7日	4	
5月12日	7	
6月9日	10	
7月15日	23	
8月4日	3	
9月1日	8	
10月6日	14	
11月10日	11	
12月8日	21	
1月5日	11	
2月2日	14	
3月10日	7	
日間平均	23	

COD は 75%値、全窒素・全りんは年間平均値、SS は日間平均値が基準値である。

令和 2 年度調査結果

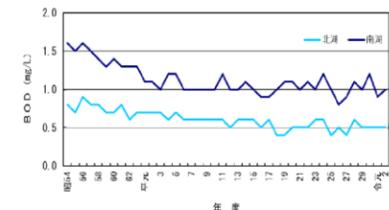
■透明度

北湖では、5.7mと前年度並みの値でした。南湖では、2.2mと前年度より少し低い値でした。



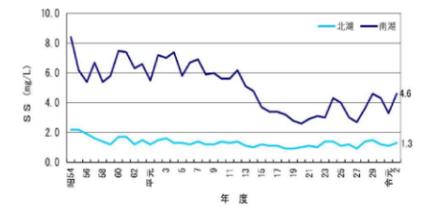
■生物学的酸素要求量 (BOD)

北湖では、0.5mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、1.0mg/L と前年度並みの値でした。



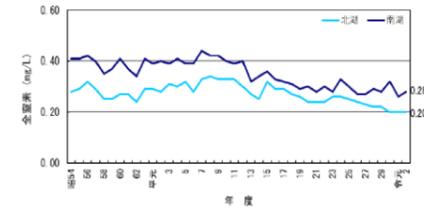
■浮遊物質量 (SS)

北湖では、1.3mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、4.6mg/L と前年度より少し高い値でした。



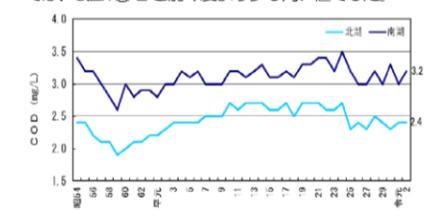
■全窒素 (T-N)

北湖では、0.20mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、0.28mg/L と前年度並みの値でした。



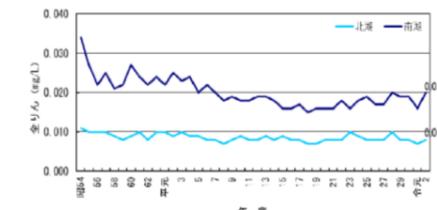
■化学的酸素要求量 (COD)

北湖では、2.4mg/L と前年度並みの値でした。南湖では、3.2mg/L と前年度より少し高い値でした。



■全りん (T-P)

北湖では、0.008mg/L と前年度より少し高い値でした。南湖では、0.020mg/L と前年度より高い値でした。



河川整備計画（本文）

出典・根拠

（湖辺の現状と課題）

圏域の湖辺のおもな形状の変遷は、年代順に昭和 37～41 年の守山市木浜地先における埋め立て、昭和 49～53 年の野洲川改修に伴う野洲川北流と南流間の守山市幸津川町他地先での野洲川河口部の埋め立て、昭和 48～56 年の矢橋帰帆島の埋め立て、昭和 58～平成元年の湖岸堤の整備等が挙げられます。また、草津川、葉山川、山賀川（新守山川）、野洲川等の河川改修により、河口域の河川形状が変わりました。湖辺の陸地側では、草津市、守山市、野洲市のそれぞれにおいて、干拓や、ほ場整備がなされ、水路や土地の形状が変わりました。圏域の湖辺域では、昭和 30 年代後半から現在までのこれらの事業により、内湖や網目状の水路、冠水しやすい低地、砂浜や湖畔の柳群、ヨシやマコモ群落等が姿を消したり、区域が減少したりすることになりました。



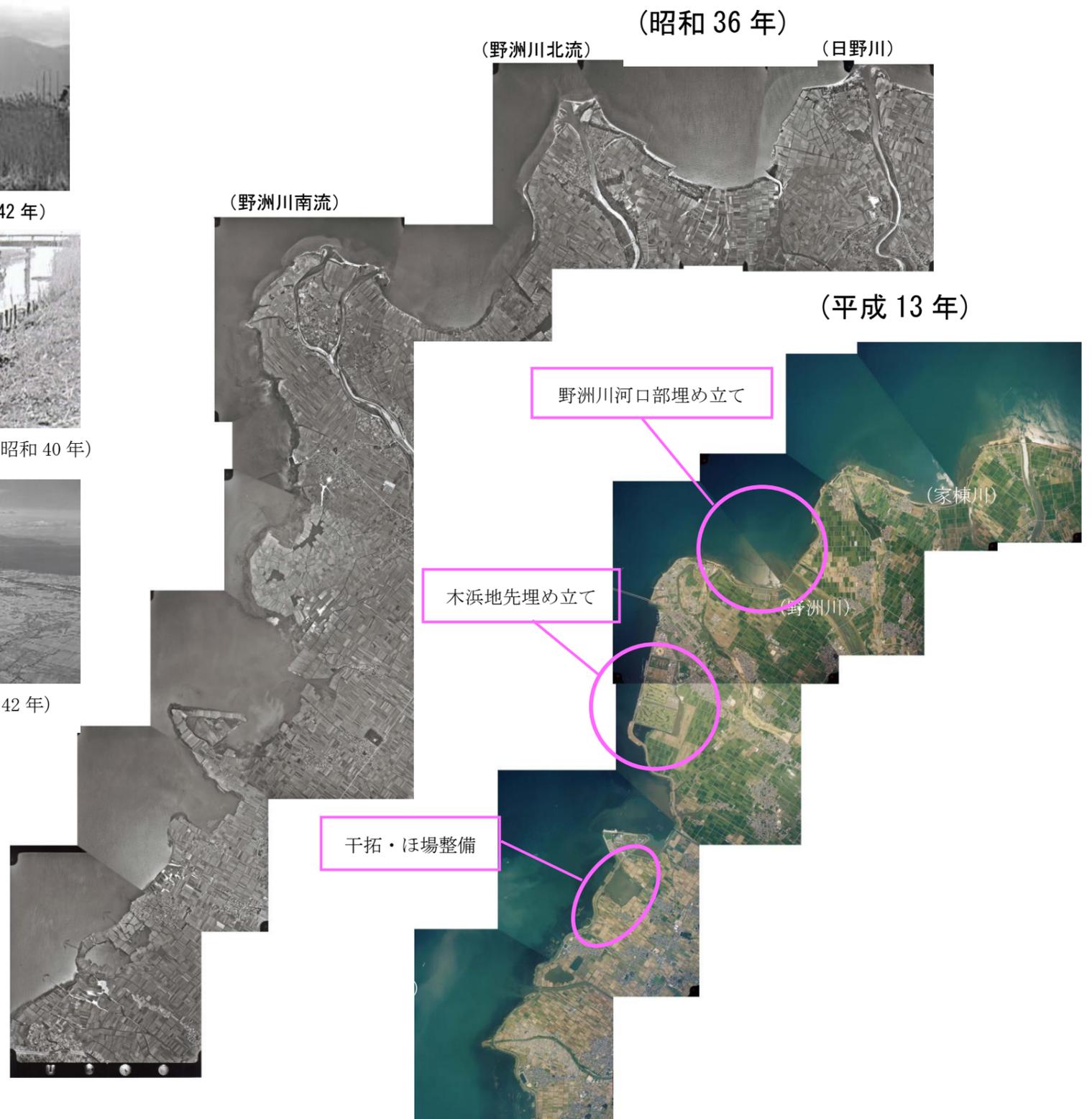
野洲市吉川地先（昭和 42 年）



草津市下物地先、明けの川（昭和 40 年）



守山市木浜町地先（昭和 42 年）



昭和 36 年と平成 13 年の湖辺の比較（日野川～葉山川）

(昭和 36 年)

(平成 13 年)



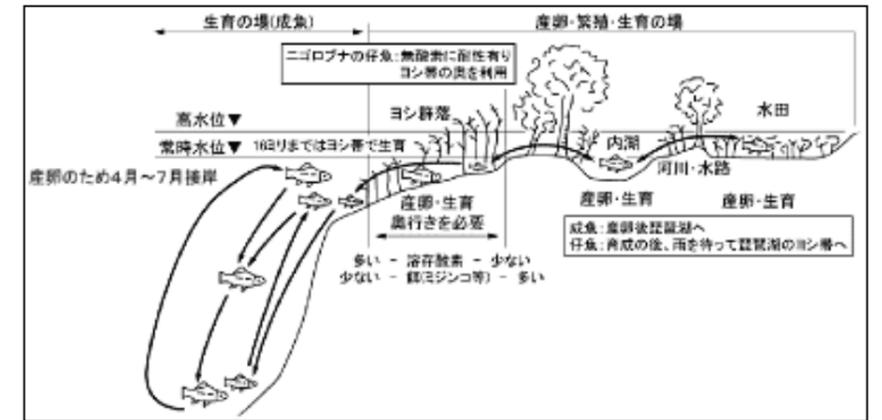
昭和 36 年と平成 13 年の湖辺の比較（葉山川～狼川）

河川整備計画（本文）

湖辺域の沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林等は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であると同時に、魚類・鳥類の生息・生育場所、湖岸の侵食防止、水質保全等多様な機能を有しており、豊かな生物相を育み、琵琶湖の環境保全に大きな役割を果たしています。県では、平成4年3月からヨシ群落保全条例(滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例)によりヨシ原の多様な働きを見直し保全することにしました。

琵琶湖の湖辺域では、私たちの暮らしや産業活動から排出される環境負荷や埋め立て、内湖の干拓、湖岸や河川の人工護岸化、ほ場整備等による水路形状や土地区画の変化等によって、砂浜、内湖、沈水植物帯、ヨシ群落、河畔林等が消滅あるいは減少し、良好な生物の生息・生育環境の消失、分断、孤立化により生息する琵琶湖の固有種を含む在来種の種数や個体数の減少、および侵略性の高い外来種の増加が見られます。このようなことから、琵琶湖が本来持っている自然豊かな湖辺を取り戻すことで、湖沼生態系を健全な形で維持、復元することが求められています。

出典・根拠



湖辺の役割

出典：滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）

河川整備計画（本文）

圏域の砂浜区間の内、守山市なぎさ公園や野洲市湖岸緑地マイアミあやめ浜園地等の河口デルタ周辺で、砂浜の消失や浜がけ（砂浜の後退）が見られます。砂浜は、琵琶湖に流れ込む河川から供給された土砂が湖岸沿いに運ばれて堆積したものです。一般に砂浜が維持されるのは、波の作用によって湖岸線と平行に移動する漂砂と河川から運ばれる砂が均衡している場合であり、河川からの供給量が減少すると砂浜の後退が起こります。砂浜の後退は、松林等の倒壊や湖岸沿いの土砂の流出（土地の後退）を引き起こします。こうしたことから、安定した砂浜や汀線の維持が求められています。

一方、近年、琵琶湖特に南湖において水草の大量繁茂が恒常化し、また、特定外来生物のオオバナミズキンバイ等が湖岸沿いや河川下流部、内湖において生育範囲を急速に拡大しています。そのため、南湖本来の生態系が大きく変貌して、人間活動に対しても様々な悪影響が発生しています。水草の大量繁茂による漁業障害、航行障害、生活環境、湖沼環境への悪影響を早急に軽減するために、これら水生植物の適正な管理が求められています。

出典・根拠

●湖岸分類・状況と琵琶湖における構成比（平成14年度河港課（現 流域政策局）調査による）

湖岸分類	湖岸の状況	構成比
砂浜湖岸	水際部が砂浜である湖岸	37%
植生帯湖岸	水際部がある程度まとまりのある植生帯（ヨシ、マコモ等）である湖岸	17%
山地湖岸	背後地に山地が迫っている湖岸	18%
人工湖岸	水際部が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸	27%
水面	河口部などの水面	1%

出典：滋賀の環境 2021（令和3年版環境白書）



河川整備計画（本文）

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象期間、計画対象河川

河川整備計画の対象期間は概ね20年間とします。

また対象とする河川は、野洲川の直轄管理区間を除き、琵琶湖を含む圏域内の全ての一級河川(132河川)とします。そのうち野洲川(指定区間)、杣川、家棟川〔湖南市〕、由良谷川、落合川、家棟川〔野洲市〕、童子川、山賀川(新守山川)、葉山川(支川中ノ井川を含む)、草津川、金勝川、北川、狼川は、計画的に河川の整備を図る区間として、“整備実施区間”、“整備時期検討区間”、“調査検討区間”を設定し、整備を推進します。なお、これらの区間は、優先的に整備する河川のランク付け(滋賀県中長期整備実施河川の検討)の結果を踏まえて設定しています。

- 整備実施区間：整備計画期間中に整備を実施する区間
- 整備時期検討区間：整備の実施時期を検討する区間
- 調査検討区間：整備実施に向けた調査・検討を実施する区間

「滋賀県中長期整備実施河川の検討」における河川のランク分け

河川ランク	河川名
Aランク河川	野洲川(指定区間)、家棟川〔湖南市〕、由良谷川、落合川、山賀川(新守山川)、葉山川(支川中ノ井川を含む)、草津川、金勝川、北川、狼川
Bランク河川	杣川、家棟川〔野洲市〕、童子川

Aランク河川：緊急性の観点から整備実施を必要とする河川

Bランク河川：緊急性の観点からはAランクの次に整備実施を必要とする河川

本計画は、令和4年度時点の圏域の社会状況、自然環境および河道状況等を踏まえ策定したものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行うものとします。

出典・根拠

① Aランク河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間

○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予算や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したのですが、今後、河川毎の事業の進め方など、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。(※①)

(その1)

管内	河川名(※②)	概ねの流域面積(km ²)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間(※①)					
				起点	終点	延長の目安(km)	概ねの現状安全度(※③)	当面の整備目標(※④)	
大津	藤ノ木川	—	2.6 河口から概ね0.7km	大津市坂本3丁目	大津市坂本4丁目	0.6	1/3	1/50 (密集市街地)	
	真野川	—	18.8	無	大津市今堅田3丁目(河口部)	大津市真野5丁目	1.0	1/3	約1/10
	大津放水路(※⑤)	—	9.6	瀬田川合流から概ね2.2km	大津市若葉台	大津市鶴の里	2.3	—	1/100 (トンネル河川)
南都	北川	—	2.1 草津川合流より概ね1.5km	草津市野路町(琵琶湖線交差付近)	草津市野路町(国道1号交差付近)	0.3	1/3	約1/10	
	金勝川	—	21.3 草津川合流から概ね0.2km	栗東市目川	栗東市下戸山	1.5	1/5	約1/10	
	葉山川	—	22.0 河口から概ね6.6km	栗東市坊袋(国道1号・新幹線交差付近)	栗東市上鉤	1.8	1/3	約1/10	
	山賀川(新守山川)	—	9.3 河口から概ね2.8km	守山市三宅町	守山市大門町	0.5	1/3	約1/10	
甲賀	家棟川(由良谷川)	—	3.8	無	湖南市針、夏見	湖南市夏見(旧東海道付近)	0.4	1/3	1/50 (放水路)
東近江	愛知川	—	196.3 河口から概ね6.8km	東近江市同徳堂町・彦根市本庄町(栗枝見橋)	東近江市今町・彦根市殿部町	0.2	1/30	戦後最大相当	
	大同川	—	38.6 河口から概ね5.0km	東近江市今町(東海道交差部)	東近江市今町	0.4	1/3	約1/10	
	日野川	—	211.1 河口から概ね5.6km	近江八幡市十王町・野洲市小南(仁保橋)	近江八幡市安養寺町・竹町・竜王町西横堀	4.6	1/15	戦後最大相当	
	蛇砂川	西の湖河口から概ね5.0km	17.0	近江八幡市西生来町(新幹線交差部)	東近江市市辺町(近江鉄道交差部)	4.3	1/3	約1/10	
		八日市新川	20.1	無	東近江市川合寺町(愛知川合流部)	東近江市尻備町(蛇砂川合流部)	3.9	—	約1/10
湖東	犬上川	—	106.4 河口から概ね1.1km	彦根市開出今町	彦根市開出今町	0.4	1/10	戦後最大相当	
	野瀬川	—	3.5 河口から0.2km	彦根市大藪町	彦根市西今町	1.6	1/3	約1/10	
	不飲川	—	6.0	無	愛荘町川原(愛知川合流部)	愛荘町中宿	2.2	1/3	約1/10
	矢倉川	—	16.5 河口から概ね3.5km	彦根市島居本町	彦根市島居本町	0.3	1/3	約1/10	

1

(その2)

管内	河川名(※②)	概ねの流域面積(km ²)	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間(※①)						
				起点	終点	延長の目安(km)	概ねの現状安全度(※③)	当面の整備目標(※④)		
事業中河川	長浜	長浜新川	—	16.9 河口から右支川概ね4.0km	長浜市室町(本川合流部)	長浜市宮司町	1.7	1/3	約1/10	
	木之本	余呉川	—	65.2 河口から概ね5.1km	木之本町西山(国道8号交差部)	木之本町黒田	0.8	1/3	戦後最大相当	
	高島	鴨川・青井川・八田川	鴨川	44.0	河口から概ね4.3km	高島市鴨・野田(中道橋)	高島市野田、宮野	0.5	1/3	約1/10
			青井川	3.2	無	高島市鴨(八田川合流部)	高島市安曇川町田中、三尾里	0.6	1/3	
		八田川	7.7	鴨川合流から概ね0.4km	高島市鴨(青井川合流部)	高島市武曾横山、安曇川町田中(八田川北流合流部)	1.7	1/3		

○本表は、管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。(※②)

○現状安全度は、LP(レーザープロファイラー)横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したものです。(※③)

○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の拡幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によって、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施(※④)

○大津放水路は、国が計画している事業。(※⑤)

2

出典：滋賀県中長期整備実施河川の検討『河川の選定結果』平成20年10月

② Aランク河川（新規河川）及び今後整備を検討する概ねの区間

○下記の表は、今後整備を検討する概ねの区間を示したのですが、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。今後、河川毎の事業の進め方など、整備区間及び整備方法の詳細は、河川整備計画において決定します。また、今後事業化する河川は、河川整備計画の策定にあたり、調査・検討を行い、具体的整備区間等を検討していくものとする。（※①）

管内	河川名（※②）	概ねの流域面積（km ² ）	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	今後整備を検討する概ねの区間（※①）						
				起点	終点	延長の目安（km）	概ねの現況安全度（※③）	当面の整備目標		
新規河川	大津 大戸川	—	190.0	無	大津市黒津	大津市中野	5.2	1/5	戦後最大相当	
	南部	狼川	—	5.4	河口から概ね2.7km	草津市南笠町	草津市野路東	1.8	1/3	約1/10
		草津川	—	36.7	河口から概ね5.6km	草津市青地町	大津市上田上桐生町	5.7	1/5	約1/10
		中ノ井川	—	12.7	栗山川合流から概ね0.9km	栗東市下鉤	栗東市大橋	2.4	1/2	約1/10
	甲賀	落合川	—	8.1	無	湖南市石部口	湖南市柑子袋	2.2	1/3	約1/10
		野洲川	—	382.4	河口から概ね14.0km（石部頭首工）	湖南市菩提寺	甲賀市水口町宇田	11.0	1/10	戦後最大相当
	湖東	芹川	—	64.1	無	彦根市長曾根町（河口部）	彦根市東沼波町	4.0	1/20	戦後最大相当
		平田川	—	4.5	河口から概ね2.0km	彦根市平田町	彦根市大塚町	3.6	1/3	約1/10
	長浜	姉川・高時川	姉川	369.5	無	長浜市南浜町（河口部）	長浜市今町	9.0	1/10	戦後最大相当
			高時川	212.0	無	長浜市難波	伊香郡高月町尾山	12.0	1/10	戦後最大相当
天野川		—	109.0	無	米原市世継（河口部）	米原市長岡	15.0	1/10	戦後最大相当	
高島	安曇川	—	306.0	河口から概ね1.5km	高島市安曇川町南船木	高島市安曇川町長尾	11.5	1/15	戦後最大相当	

○本表は、管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。（※②）
○現況安全度は、LP（レーザープロファイラー）横断面データ等を用いて一定の手法により算定したもので、概ねの値を参考として示したものです。（※③）

3

③ Bランク河川のうち現在事業実施中河川及び概ね今後20年間の整備を想定する区間

○下記の表は、流下能力が不足し河川整備が必要な区間をすべて記載しているものではありません。予算や河川の状況を踏まえて、概ね今後20年間の整備を想定する区間を示したのですが、今後、河川毎に一定の事業効果を発現が得られる区間までの事業の進め方など検討し、整備区間及び整備方法の詳細は河川整備計画において決定します。

管内	河川名（※②）	概ねの流域面積（km ² ）	整備済み区間又は目標とする流下能力を有する一連区間の概要	概ね今後20年間の整備を想定する区間（※①）					
				起点	終点	延長の目安（km）	概ねの現況安全度（※③）	当面の整備目標（※④）	
大津	常世川・吾妻川	—	3.4	河口から概ね0.8km	大津市梅林1丁目	大津市梅林1丁目	0.2	1/3	1/100（トンネル河川）
	大宮川	—	6.3	河口から概ね0.7km	大津市坂本7丁目（湖西道路交差点）	大津市坂本7丁目	0.5	1/3	1/50（密集市街地）
	高橋川	—	1.7	河口から概ね1.1km	大津市神領2丁目	大津市神領2丁目	0.2	1/10	1/50（密集市街地）
南部	家棟川・童子川	家棟川	26.1	河口から概ね7.8km	野洲市上屋、小堤	野洲市上屋、小堤	0.1	1/5	約1/10
		家棟川合流から概ね3.0km		野洲市比江、五ノ里	野洲市比江、五ノ里	0.1	1/3	約1/10	
甲賀	仙川	—	121.7	野洲川合流から概ね7.8km	甲賀市甲南町寺庄、野尻（千文寺井堰）	甲賀市甲南町寺庄、野尻	1.0	1/3	約1/10
東近江	三明川	—	3.3	黒橋川合流から概ね5.0km	近江八幡市千僧供町（国道8号交差点付近）	近江八幡市上田町（国道8号交差点付近）	0.3	1/3	約1/10
	長命寺川	—	23.2	河口から概ね3.3km	近江八幡市円山町、白王町（白王橋付近）	近江八幡市円山町、白王町（西の湖）	0.3	1/10	1/50（矢板護岸）
木之本	大川	—	20.3	無	西浅井町塩津浜（河口部）	西浅井町塩津中	1.5	1/3	約1/10
高島	石田川	—	59.7	河口から概ね2.5km	高島市今津町福岡（国道161号バイパス付近）	高島市今津町梅原	1.7	1/3	約1/10
	百瀬川	—	12.9	河口から概ね2.4km	高島市マキノ町沢（落差工）	高島市マキノ町沢（現川接続部）	0.6	1/3	約1/10

○本表は、管内毎に五十音順にならべたもので優先順位を示すものではありません。（※②）
○現況安全度は、LP（レーザープロファイラー）横断面データ等を用いて一定の手法により算定し、概ねの値を参考として示したものです。（※③）
○当面の目標安全度の設定にあたり、密集市街地を流れる河川の拡幅や、トンネル河川等、河川沿川の状況、改修の方式によっては、著しい手戻りが生じるものについては、将来目標で実施（※④）

4

2.2 計画の目標

2.2.1 洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項

本計画における河川整備の目標は、流域面積 50km² 以上の河川は戦後最大相当の洪水を、50km² 未満の河川は 10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下させることを目指しますが、財政状況や様々な社会状況・自然環境等を考慮して目標規模を設定します。

整備は万一氾濫した場合の被害の大きさや改修後の社会基盤の整備や生活環境の変化等により、求められる治水安全度等を総合的に十分に考え合わせ、緊急度の高い河川を対象として、本川と支川のバランスを考慮の上、下水道（雨水）事業等関係機関とも連携を図りながら、計画的に進めていきます。

近年、全国各地で大雨による災害が激甚化・頻発化しており、今後も気候変動の影響により降水量が増大することが懸念されています。このような状況を踏まえ、国土交通省では平成 30 年 4 月に有識者からなる「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」を設置し、令和元年 10 月には提言が公表されました。また、令和 2 年 7 月には、国の社会資本整備審議会において「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申がなされ、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標に見直すことや流域治水への転換が示されました。本県では、これらの提言や答申などを踏まえ、令和 4 年 10 月に「県管理河川における気候変動を踏まえた治水計画のあり方」を取りまとめました。本計画における河川整備の目標については、この方針に従うこととします。

超過洪水に対しては、人命被害の回避を第一の目標とし、滋賀県流域治水基本方針や滋賀県流域治水の推進に関する条例^(注 6) 等との整合を図りながら、避難対策の充実や安全な住まい方への誘導など、氾濫原での被害を最小化するための「しがの流域治水」を関係機関と連携して計画的に取り組んでいます。また、国においても、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、令和 2 年度に河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」へ転換し、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に治水を進めることとしております。整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生する恐れがあるため、流域における雨水貯留対策の強化や水防災に対応したまちづくりとの連携など、国の流域治水の制度も活用することで、「しがの流域治水」をより一層推進していきます。

（注 6）滋賀県流域治水基本方針（平成 24 年 3 月策定）、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年 3 月公布）

流域治水とは、①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水のことです。

◎ 当面の整備目標

- ・ 流域面積が 50 km² 以上の河川  戦後最大洪水規模相当
 - ・ 流域面積が 50 km² 未満の河川  概ね 1 / 10
- の安全度を目指す

当面の整備目標の考え方

◎段階的に安全度を向上させるため、河川整備計画では、上記の安全度を当面の目標とすることを基本とする。

なお、河川沿川の状況(密集市街地を流下など)や、改修の内容(トンネル放水路など)によっては、当面の目標で改修を進めることが、著しい手戻りを生ずる場合があることから、将来目標で実施する場合もある。

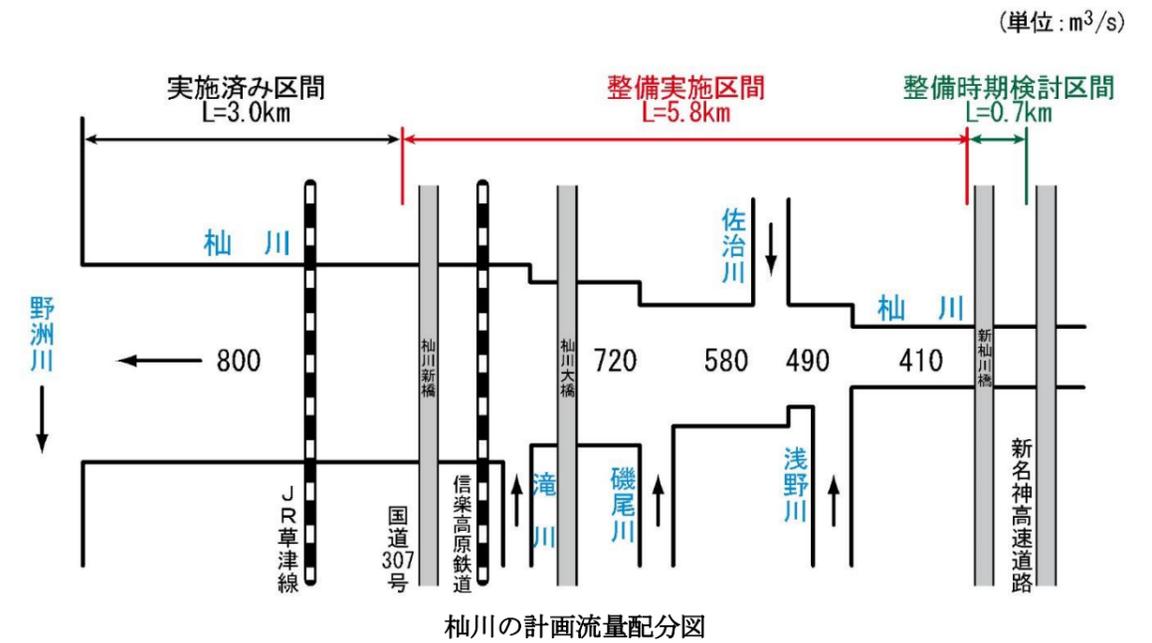
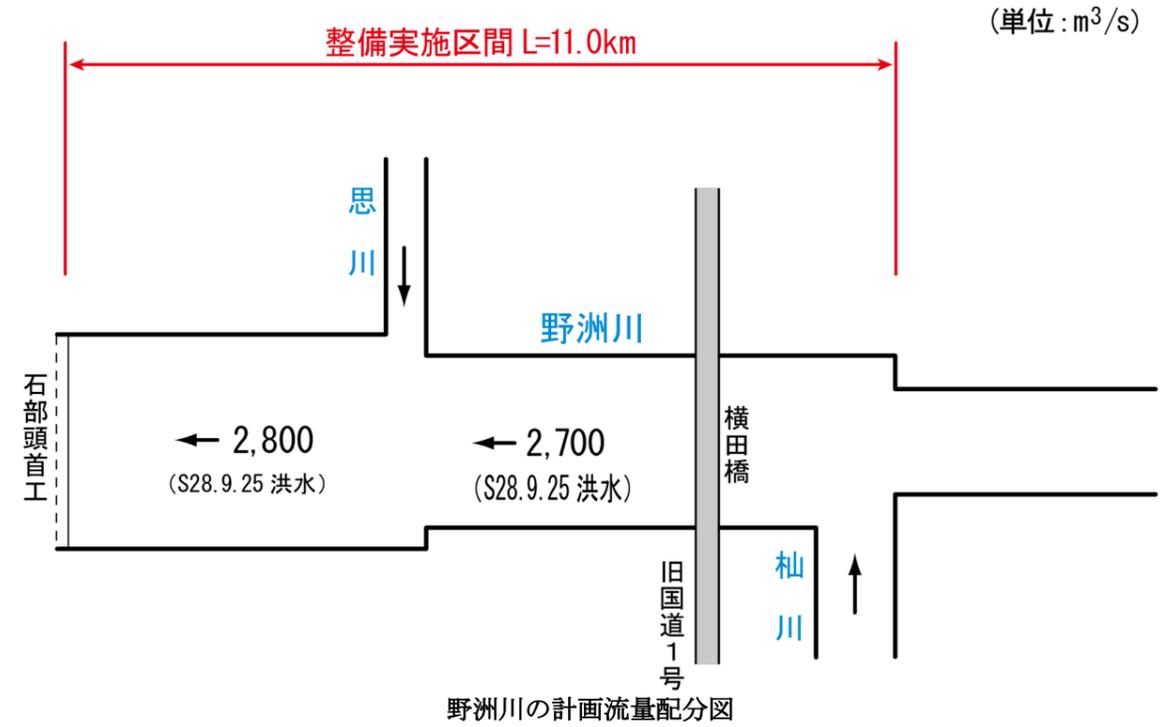
出典：中長期整備実施河川の検討

河川整備計画（本文）

野洲川は、戦後の洪水で最大の流量となる昭和 28 年 9 月 25 日洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、石部頭首工地点において 2,800^{m³/s} とします。

杣川は、10 年に 1 回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は浅野川合流点において 410^{m³/s} とします。

河川整備計画（本文）

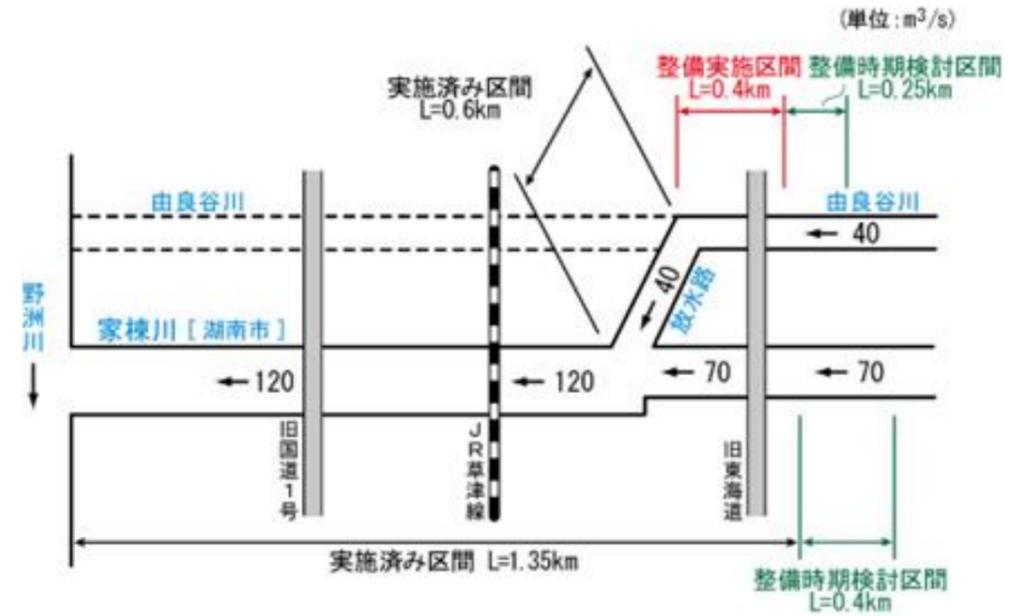


河川整備計画（本文）

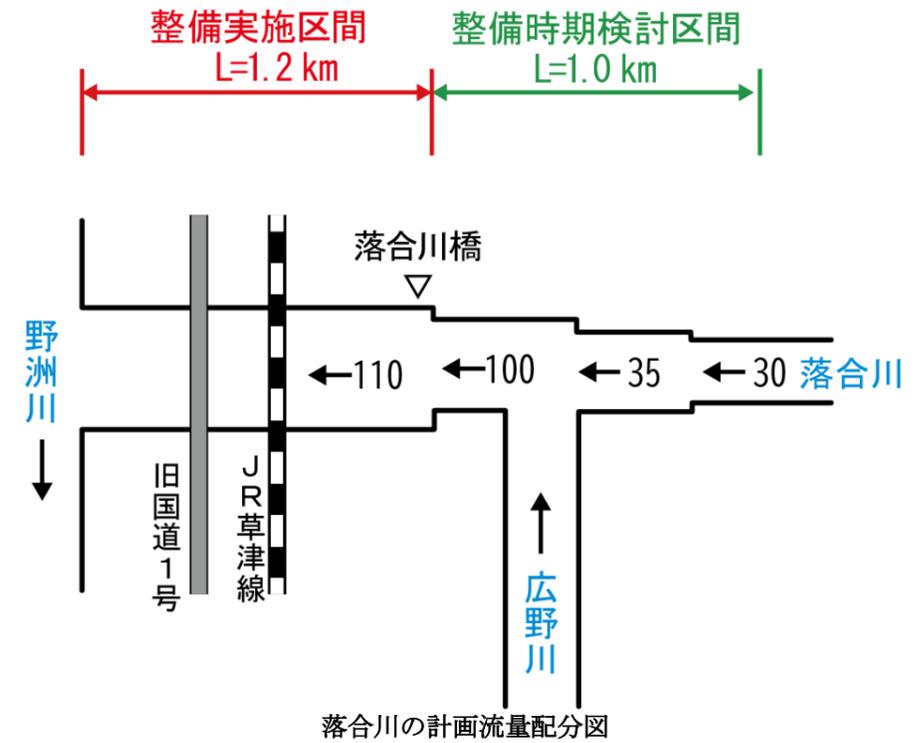
家棟川〔湖南省〕、由良谷川は、施工性を考慮し、将来計画規模の50年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、由良谷川合流点において70m³/s、支川の由良谷川については家棟川〔湖南省〕合流点において40m³/sとします。

落合川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は落合川橋地点において110m³/sとします。

河川整備計画（本文）



家棟川〔湖南省〕、由良谷川の計画流量配分図



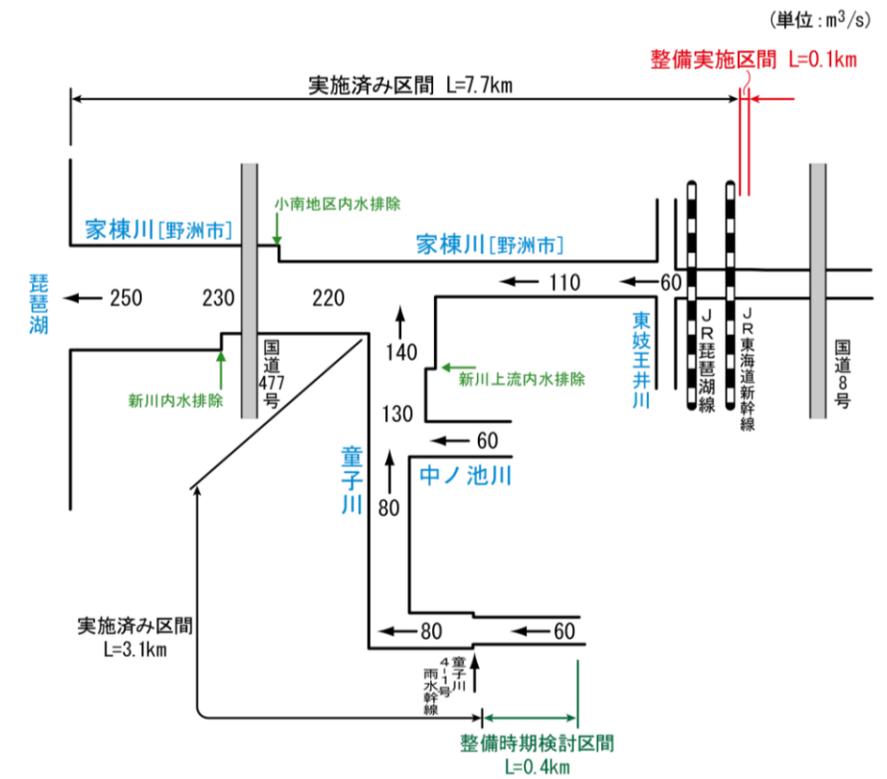
落合川の計画流量配分図

河川整備計画（本文）

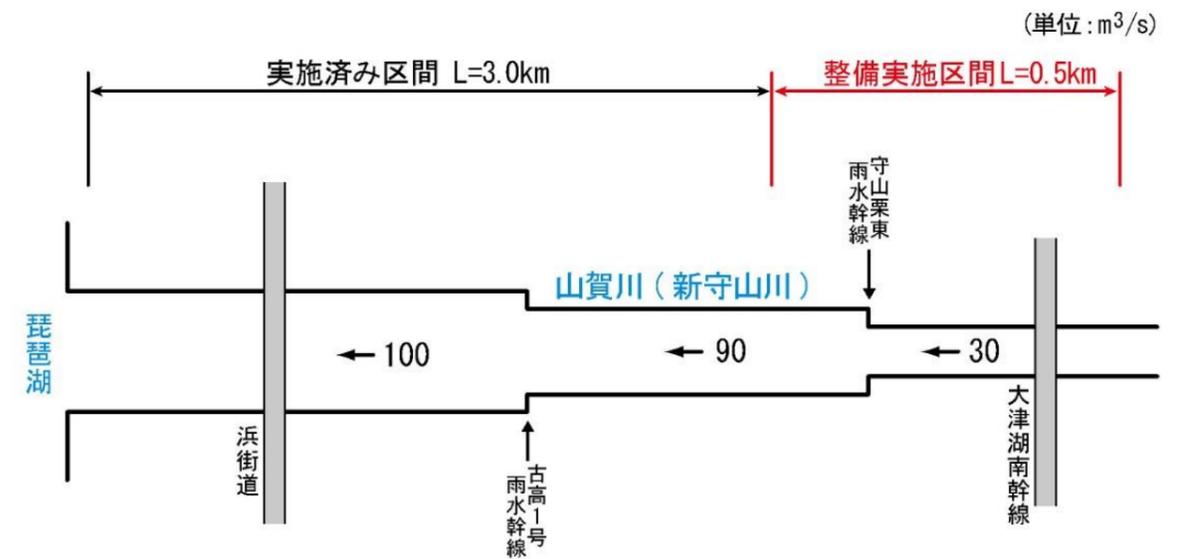
家棟川〔野洲市〕は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、JR琵琶湖線交差点地点（河口から6.8km地点）において60m³/s、支川の童子川については一本橋（河口から6.7km地点）において80m³/sとします。

山賀川（新守山川）は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、古高1号雨水幹線合流点において90m³/sとします。

河川整備計画（本文）



家棟川〔野洲市〕、童子川の計画流量配分図



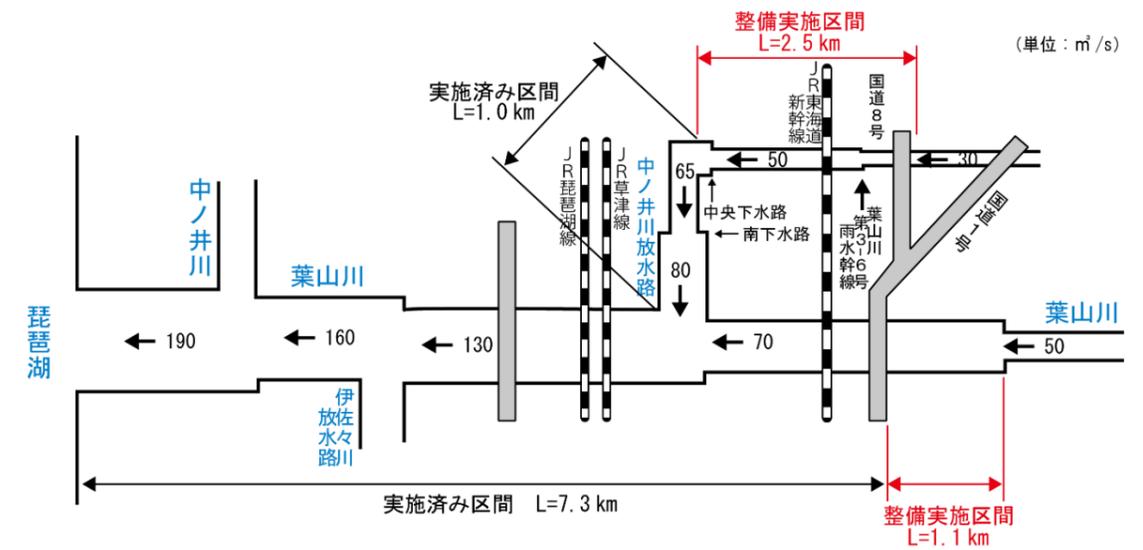
山賀川(新守山川)の計画流量配分図

河川整備計画（本文）

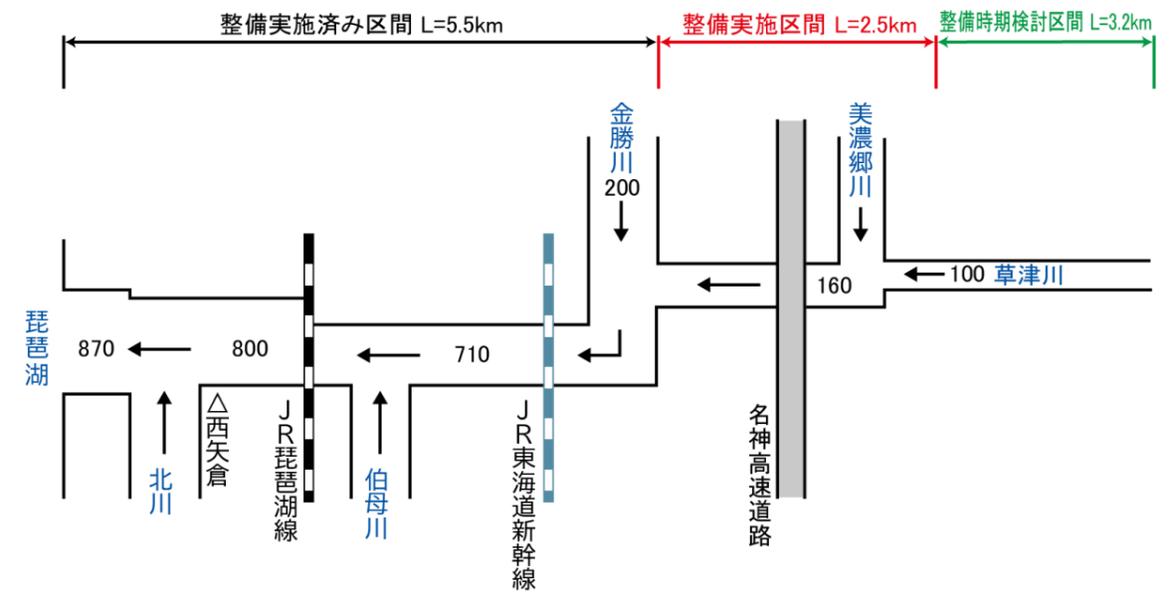
葉山川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、中ノ井川合流点において70m³/sとします。また、支川中ノ井川については、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、葉山川合流点において80m³/sとします。

草津川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、金勝川合流点において160m³/sとします。

河川整備計画（本文）



葉山川、中ノ井川の計画流量配分図



草津川の計画流量配分図

河川整備計画（本文）

金勝川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、草津川合流点において200m³/sとします。

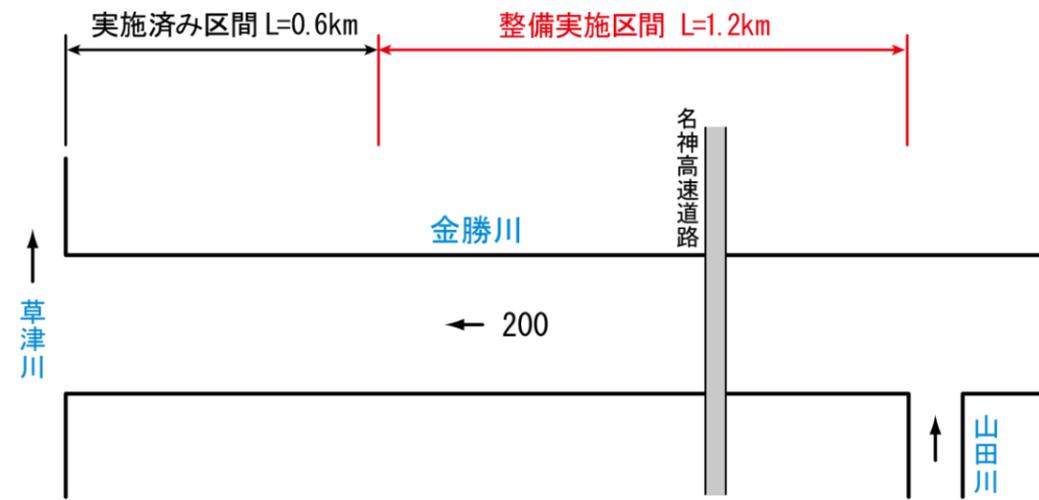
北川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような改修を行います。計画高水流量は、JR琵琶湖線交差地点において30m³/sとします。

狼川は、10年に1回程度の降雨により予想される洪水を安全に流下できるような整備実施に向けて、調査・検討を進めます。

なお、全ての河川において、橋梁や横断工作物等の重要構造物の施工にあたっては、将来改修に手戻りがないように考慮します。

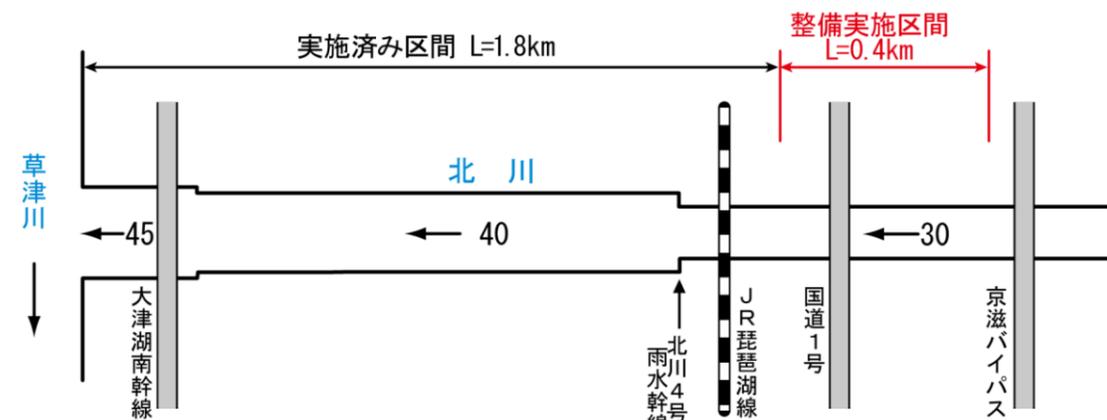
河川整備計画（本文）

(単位:m³/s)



金勝川の計画流量配分図

(単位:m³/s)



北川の計画流量配分図

河川整備計画（本文）

出典・根拠

2.2.2 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持に関する事項

圏域内の河川は、その河川水が農業用水や生活用水、工業用水として広く利用されている他、生物の貴重な生息・生育環境であるとともに一部は漁場として利用されています。

このため、将来にわたり健全な河川水の利用や生物の生息・生育環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努めます。

また、河川流況の的確な把握に努め、流水の正常な機能を維持するために必要な河川流量の検討を行うとともに、流域における適切な水利用に向けた取り組みを推進します。その他、必要に応じて河川水を防火用水として消火活動に利用する等、河川水を活用できるような施設の検討を行います。



ヒアリングの様子（金太橋）



消防車が実際に使用している杣川に

下りられる施設（甲南町深川）

甲南町消防団ヒアリング（平成16年11月14日）

河川整備計画（本文）

2.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項

本圏域は豊かな自然に恵まれ、魚類、鳥類、昆虫類等、多くの生物の良好な生息・生育環境が見られます。豊かな自然と共生し多様な生物が生息・生育する川をめざし、上流から下流にかけての連続した河川環境の保全、生物が生息・生育する環境の確保、健全な水循環の確保に努めます。

このことから、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際等の川相が形成・維持される河道が創出できるように努めます。

また、生息する魚類等生物の移動を妨げない工夫に努めます。

人々の暮らしにとって、水辺や河川空間は、自然に触れあえる身近な場であり、豊かな自然環境や歴史的背景のもと、安らぎやうらおいが感じられる空間、自然体験や学習の場となる等重要な役割を果たしており、このような周辺環境に十分配慮した河川空間の整備・保全に努めます。

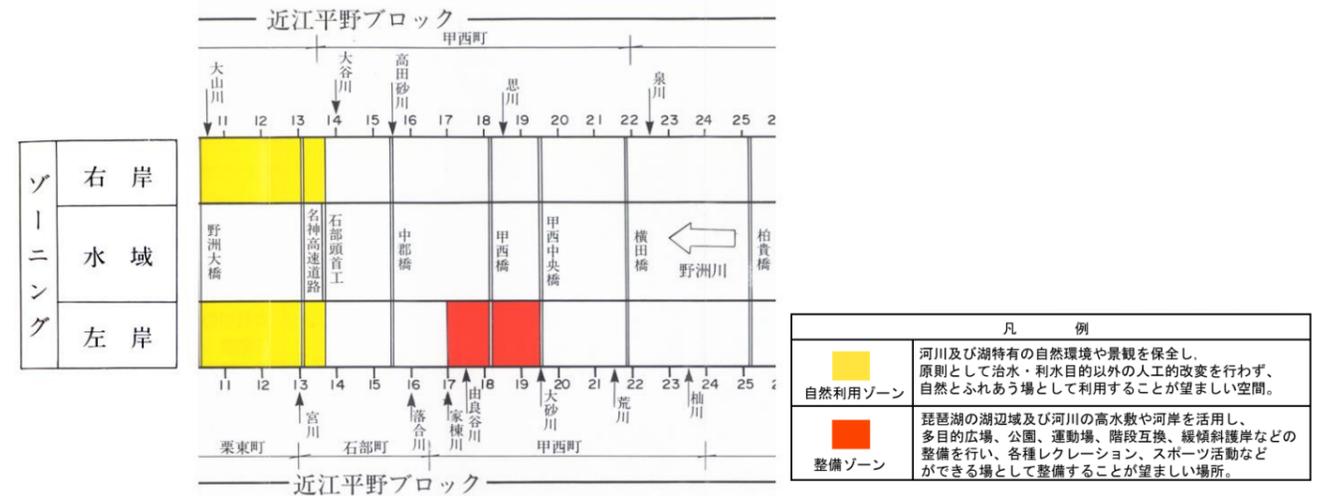
河川環境の整備に際しては、淀川水系河川環境管理基本計画と滋賀県が進める「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）との整合を図るとともに、滋賀県が学識経験者等に委嘱している生物環境アドバイザーや地域住民等の意見・助言を得て進めます。

また、国が進める「流域治水」では、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラを推進することとしており、本県においても、国や都道府県の事例等も参考にしながら、自然環境と調和した持続可能な滋賀県を実現するグリーンインフラについて、積極的に導入を図ります。

出典・根拠



生物環境アドバイザー会議（平成16年10月25日）



出典：淀川水系河川空間管理計画

1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿

このような状況を踏まえ、今後、淡海の川づくりの一端を担う河川管理者は、以下を目標とすることとする。

“流域の特性に応じた適切な治水安全度を確保すること”とあわせて、“かつて2次の自然状態の河川環境が有していた機能を保全・再生”する。

具体的には、“計画高水流量をより安全に流下させる河積”をもち、かつ、“自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道”を実現できる河道計画を立案するよう努めなければならない。

近年では、河川環境の再生技術の進展に伴い、十分ではないもののある程度の知見が蓄積されつつある。また、直轄管理河川では、綿密な調査や検討を経て河川改修が実施されているが、予算規模が限られている県管理の中小河川では同レベルの検討はできない状況にある。しかし、人々の生活の身近にあつて、人為的行動の影響を敏感に受けてきた中小河川においてこそ、再生が強く望まれているという現実もある。

そこで本手引きでは、これまで蓄積された河川環境の再生ための知見を最大限活用することに念頭に、中小河川における治水・河川環境の区別のない具体的な河道計画の手法を述べていく。

出典：滋賀県設計便覧（案）第3編計画 第2章河道計画 1.2 淡海の川づくりのめざすべき姿（P3）

2.2.4 琵琶湖の整備と保全に関する事項

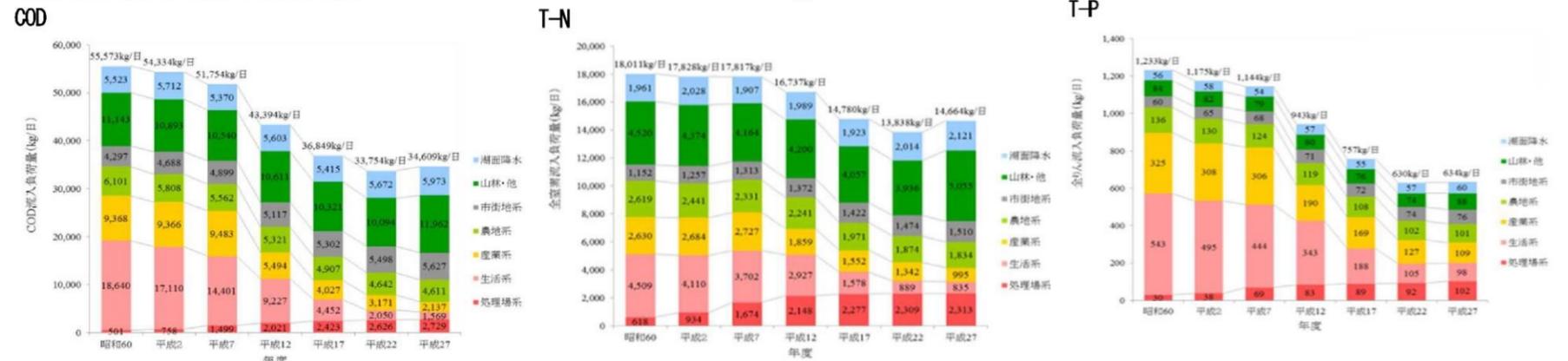
琵琶湖の生物の生息・生育環境や白砂青松で知られる砂浜湖岸やヨシ帯等琵琶湖固有の景観を保全するため、湖辺域の失われた砂浜や湿地帯の保全・再生を実施するとともに、琵琶湖の豊かな水環境を健全に維持していくため、底質改善や流入負荷削減対策を実施します。

なお、実施に際しては、県が進めている「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（琵琶湖保全再生計画）、水質保全対策を計画的・総合的に推進することを目的として定めた「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」等との整合を図りながら実施していきます。

（水質保全）

水質改善の目標として、「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画（第8期）」において、水質環境基準の達成を目標とし、「琵琶湖流域水物質循環モデル」（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター）で算定した水質目標値(COD、全窒素、全りん)を定め、琵琶湖の着実な水質改善を図り、併せて各種水質保全・環境対策を講じることにより、アオコ等の抑制が図られる水質改善状況を目指します。この目標を達成するために、底質改善(浚渫)や流入負荷削減対策を進めます。

◆琵琶湖に流入する負荷量の経年変化



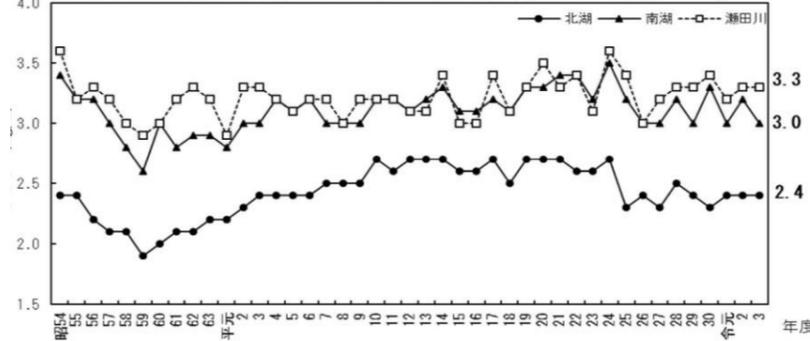
※平成22年度から平成27年度にかけて汚濁負荷量は微増していますが、主な要因は山林・他の負荷量の増加によるものです。山林・他の負荷量は、過去5カ年の瀬田川の流量を基に算出しています。平成23年度から平成27年度の5カ年は、降雨の影響により流量が多かったため、山林・他の負荷量が増加したと分析しています。

琵琶湖に流入する負荷量の経年変化【滋賀の環境2021（令和3年版環境白書）より】

ウ COD（化学的酸素要求量）

北湖のCODは2.4 mg/Lと前年度および過年度並みだった。

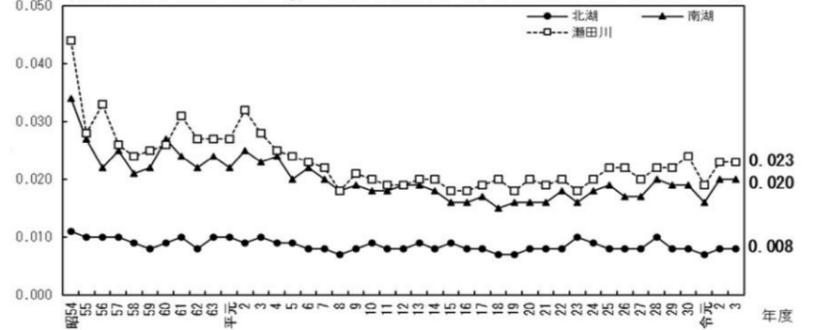
南湖のCODは3.0 mg/Lと前年度および過年度より少し低かった。



オ 全りん

北湖の全りんは0.008mg/Lと前年度および過年度並みだった。

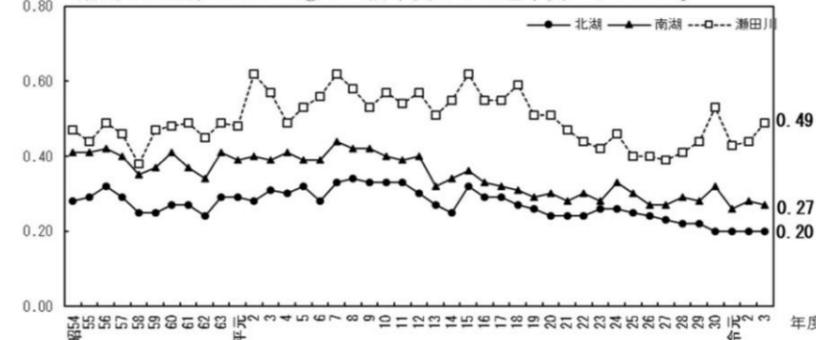
南湖の全りんは0.020mg/Lと前年度並みで、過年度より少し高かった。



エ 全窒素

北湖の全窒素は0.20 mg/Lと前年度並みで、過年度より低かった。

南湖の全窒素は0.27 mg/Lと前年度および過年度並みだった。



令和3年度公共用水域水質測定結果の概要について
(滋賀県HP)

河川整備計画（本文）

出典・根拠

（湖辺の保全）

滋賀県は、湖の環境を守る豊かな自然生態系の中で、多様な生物の営みによって環境を守られ、四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖があるべき姿として位置づけ、自然的環境・景観保全対策に取り組むこととしています。

湖辺域の再生として、湖辺の人工湖岸のうち、湖岸に人家が近接している地区や背後地に公園等がある地区等では、憩いの場としての機能と琵琶湖の湖畔の原風景を取り戻すため、必要な治水・利水機能を確保しつつ、湖岸の前面を砂浜やヨシ原として再生します。

平成9年から地域と協働しながら整備を進めてきた守山地区ヨシ原再生事業は、平成22年に完了しました。今後は、ヨシ原を良好に維持・保全していくための維持管理を行っていきます。

砂浜の保全・再生に関して、圏域の砂浜区間の内、守山市なぎさ公園や野洲市湖岸緑地マイアミあやめ浜園地等の河口デルタ周辺等の湖岸の砂浜侵食が著しい区間については、侵食を抑制するのみではなく、前浜を積極的に回復することにより、湖岸の昔の姿を取り戻したり、近づけたりすることで、琵琶湖の原風景の保全・再生を図ります。

なお、取り組むに当たっては、湖辺域の水域と陸域との推移帯(エコトーン)が多様な生物の生息・生育場所となっていることから連続性や拠点の確保、自然性の高い湖辺の保全、地域の歴史的・文化的環境に配慮して、地域にふさわしい湖辺となるように、保全・再生を図り、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。あわせて、南湖における湖沼環境の悪影響を軽減するための水草対策を、実証実験的調査を踏まえつつ順応的に実施します。

2.3 整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

(1) 河川整備に係る整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

「洪水による災害の発生防止または軽減に関する事項（2.2.1）」に従い、近年において家屋の浸水被害が発生した河川や想定される氾濫原において、宅地・工場等市街化が進展している河川、または地域の幹川として重要な河川のうち、次の河川の区間を“整備実施区間”、“整備時期検討区間”、“調査検討区間”とします。

- ・整備実施区間は、整備計画期間中に整備を実施します。
- ・整備時期検討区間は、整備の実施時期を検討します。
- ・調査検討区間は、整備実施に向けた調査・検討を実施します。

整備実施区間・調査検討区間・整備時期検討区間

河川名	区間（起点から終点）		延長 (km)
野洲川	整備実施	湖南省菩提寺から甲賀市水口町宇田	11.0
杣川	整備実施	甲賀市水口町貴生川、三大寺から甲賀市甲南町寺庄、池田	5.8
	整備時期検討	新杣川橋下流（甲賀市甲南町寺庄、池田）から甲賀市甲賀町高野、池田	0.7
家棟川〔湖南省〕	整備時期検討	湖南省針から樋之上橋（湖南省針）	0.4
由良谷川	整備実施	湖南省針、夏見から旧東海道交差付近（湖南省夏見）	0.4
	整備時期検討	旧東海道交差付近（湖南省夏見）から湖南省夏見	0.25
落合川	整備実施	野洲川合流点（湖南省石部口）から湖南省柑子袋西	1.2
	整備時期検討	湖南省柑子袋西から湖南省柑子袋	1.0
家棟川〔野洲市〕	整備実施	JR 東海道新幹線付近（野洲市上屋、小堤）から上の市川合流点下流（野洲市上屋、小堤）	0.1
童子川	整備時期検討	野洲市五之里から野洲市五之里	0.4
山賀川（新守山川）	整備実施	県道欲賀守山甲線下流（守山市三宅町）から市道大門金森線（守山市大門町）	0.5
葉山川	整備実施	栗東市川辺から都市計画道路手原駅新屋敷線（栗東市上鉤）	1.1
中ノ井川	整備実施	栗東市下鉤、縹から栗東市大橋	2.5
草津川	整備実施	草津市青地町から草津市岡本町、馬場町	2.5
	整備時期検討	草津市岡本町、馬場町から大津市上田上桐生町	3.2
金勝川	整備実施	栗東市目川から山田川合流点付近（栗東市下戸山）	1.2
北川	整備実施	草津市矢倉二丁目から草津市野路六丁目	0.4
狼川	調査検討	草津市南笠町から草津市野路東	1.8

なお、局所的に流下能力が不足している箇所（河川）については、必要に応じて河積の拡大等を実施します。
また、洪水による被害の防止の観点から必要となる河川の維持管理については、圏域内の全ての一級河川を対象に緊急性の高い箇所から順次計画的に実施します。

河川整備計画（本文）

出典・根拠

(2) 河川浄化に係る整備実施区域

「琵琶湖の整備と保全に関する事項（2.2.4）」の目標に従い、南湖の水質保全上、早急な改善が求められる区域で河川浄化対策を実施します。

河川浄化に係る整備実施区域

区域名	区域
赤野井湾および流入河川	守山市山賀町、杉江町、赤野井町外
木浜内湖	守山市木浜町外

(3) 湖辺の保全に係る整備実施区域

「琵琶湖の整備と保全に関する事項（2.2.4）」の目標に従い、琵琶湖の自然的環境・景観保全上、改善を必要とする区間や侵食の著しい区間について、湖辺の保全対策を実施します。

湖辺の保全に係る整備実施区域

地区名	区域	延長 (km)
草津地区(ヨシ原の再生)	草津市矢橋町	1.9
マイアミ浜地区(砂浜の保全)	野洲市吉川	3.0

なお、上記地区以外の湖岸において、砂浜の急速な後退が見られる場合は、保全対策を実施します。